

(仮称) 守口市立図書館運営方針(案)にかかるパブリックコメントについての意見の概要と意見に対する市の考え方

※ご意見は内容ごとに分類し、要約しています。

令和元年 8 月

番号	分類	番号	意見要約	回答案	
1	図書サービス・ネットワーク	1	第3章 運営方針 1 図書館サービスの充実について、市立図書館であるからにはまずは図書館の本来機能とされている貸出サービスについて、明記すべきである。図書館を核として全市域の住民が、必要とする図書・資料をできるだけスピーディーに手にできるように図書サービス網を完備することが最も重要である。ムーブ21を上回る充実した図書ネットワークによるサービスが望まれるが、現状は住民に身近なコミュニティセンターなどのサービスポイントは、ムーブ21開設当時の12か所から9か所に減少しているため、それを補うためにコミュニティバスを活用した移動図書館なども考えられるし、図書館に來られない人々へのレファレンスサービスも必要である。守口市が提供しようとする図書サービスの全体像を示す必要がある。	図書の閲覧や貸出については、市立図書館を核とした市内のコミュニティセンターや守口文化センターとのネットワークを継続し、インターネットを利用した図書検索、予約システムサービスを行うとともに、大阪府、大阪市、北河内6市等との相互貸借、市内認定子ども園、小・中学校をはじめとした団体等への貸出しも継続する旨を明記してまいります。 P.4 2市立図書館サービスの提供 及び P.8 運営方針 1 2 資料・情報提供機能の充実	
2		2	「図書サービスの進化と多元化」とありますが、具体内容がわかりません。明らかにするべきではないでしょうか。		
3		3	図書サービスは公民館があった時は連携していました。コミセンとの連携は必要と考えますが、どうお考えなのですか。		
4		4	すべての市民を対象とする図書サービスについては、市内のどの地域でもサービスが受けられるよう体制整備が必要。文化センターやコミュニティセンター等を活用したネットワークの中心的役割を明記すべきと考える。		
5		5	図書サービスの根本は市内の分室(守口市なら、文化センター図書室やコミュニティセンター)をネットワークで結ぶことですが、それへの言及がない。		
6		6	こんどできる図書館がいったいどんな図書サービスを提供してくれるのか、さっぱりイメージが湧かない。		
7		7	図書館には地域の課題解決に資する役割があり、そのためには行政の各部署や機関、市民団体との連携・協働が不可欠		
8		8	子ども達に読書通帳の配布と借りた本の印字ができるシステムの導入をしたら、良いのではないかと思います。		P.4 2市立図書館サービスの提供に記載のとおり、読書通帳やそれに伴う図書管理システム、またICタグ等の導入についても、図書サービスの充実に向け取り組んでまいります。
9		9	ICタグを導入すると、貸出カウンターに行かなくても、自動で貸し出し処理できるので、利便性が上がると思います。プライバシーも守られるので、是非、新図書館で対応して欲しい。		
10		10	第3章 運営方針 1 図書館サービスの充実 人気の高い図書館には市民が無料で使えるデータベースがある。課題解決支援のために市民ニーズの高い分野のデータベースはぜひ導入してほしい。		
11		11	デジタル社会の進展に伴い、本は電子書籍しか読まないという人たちがいる。図書館の蔵書スペースは限られていることから、電子書籍の導入についても盛り込むべきだ。		
12	2 蔵書	1	子どもから大人まで楽しめる洋書を充実させてほしい。		
13		2	資格本、趣味etcの本を多く置いて欲しい。		
14		3	旅行ガイドやファッション雑誌など趣味の図書を充実してほしい。		
15		4	本がきれいであることが、手にとって読みたい読んでみようと思います。公民館だったころの図書室で本の古さと汚さにショックを受けました。図書館の蔵書の充実が市民を豊かにさせると思います。身近な図書館で立ち寄りたいたいと思うところにしてほしいと願います。		
16		5	蔵書数の拡充計画については、蔵書の多さだけでなく、常に新鮮な蔵書として更新する視点が必要		
17	3 施設	1	出入口に貸出処理をしていない図書を持ち出そうとすると警告音の鳴るゲートをつけてほしいです。そうすれば、いちいちロッカーに手荷物を入れる手間が省けます。	ICゲートの設置については、防犯面、また、市民の利便性向上の面から導入に取り組みしてまいります。 また、自習スペースについては、自学、グループ学習にも利用できる場を最大限確保しております。	
18		2	自習できるスペースを広く確保してほしい。		
19	4 サービス対象	1	サービス対象は全市民であるので、来館困難等図書館利用に障害のある人に対するサービスや、多文化サービスの視点が必要	P.7 運営方針 1 図書館サービスの充実 1 蔵書数の拡充と資料の充実に記載のとおり、高齢者や障がいのある方に対するサービスについても充実を図り、外国人の方も含め、全ての市民にとって利活用しやすい図書館サービスを提供してまいります。	
20		2	障がいのある方々、ハンディキャップのある方々が、「健常者」と同様の水準で図書館のサービスを利用できるようにすることを方針に明記してください。		
21	5 調査・アンケート	1	(仮称) 守口市立図書館運営方針案策定の基礎となった市民アンケートなどのニーズ調査の結果を付けておくべきである。それがないと根拠なき方針案となる。市民ニーズ把握調査未実施ならば、この度の方針案は撤回して、信頼できる方法で調査をおこない、その結果に基づいて改めて方針案を策定し、市民の意見公募手続きをおこなうべきである。	パブリックコメントでのご意見も踏まえ、本方針の策定に努めてまいります。 P.12 運営方針 4 効率的・効率的な運営体制の図書館 2点検評価の徹底及び公表に記載のとおり、個別、具体的な市民ニーズの把握については、利用者の意見を取り入れるため、利用者へのアンケートを行い、市民の皆さんにとって利用しやすい図書館を目指します。	
22		2	守口市の住民は図書館に何を求めているのか、ニーズ把握調査を行ったうえで、蔵書数だけでなく各種のサービス目標を明示すべきである。		
23		3	市民にどんな図書館サービスを提供すべきか、どんな図書館が守口市にはふさわしいのか、丁寧な市民アンケートを取り、専門家を入れた委員会を立ち上げてじっくりと基本計画を練り上げるべきです。		
24		4	図書館はより多くの市民に利用されてこそ価値があるので、めざすべき利用目標を明記すべき		
25		5	図書館の収集・整理・保存を行う際の市民ニーズの把握については、だれが・いつ・どこで・どのような手法で行うのかを明確しておくべきである。		

番号	分類	番号	意見要約	回答案
26	6	運営体制	1 図書館は市の直営にしてください。直営がダメな理由を市民にきちんと説明してください。直営とする方向で再検討してください。	市民が「集い・学び・交流する」市立図書館を目指すためには、効果的・効率的な図書館運営の実現、また、民間のノウハウを最大限活かした特色ある事業を実施することが必要不可欠であると考え、その運営手法として、指定管理者制度を導入する予定です。運営にあたっては、人材の育成や適正な配置はもとより、効果的・効率的な手法と体制を構築できるよう、市が指定管理者に対し、定期的に点検・評価を実施し、魅力ある図書館を目指してまいります。指定管理者の選定等に関しましては、いただきましたご意見を参考に行ってまいります。
27			2 運営方針4効果的・効率的な運営体制の図書館にて、新たなサービス展開に充てる資源(人材・者・予算)を指定管理者制度導入で生み出すという考え方はちがうのではないかと。運営できなかつたら市民は充実した図書サービスは受けられないということになる。初めから指定管理者ではなく市が責任をもって管理運営すべきである。他部署との連携によってより多面的に市民に役立つ図書館活動が展開されている例では、指定管理者ではなく直営だからだとも聞く。直営であれば、直接図書館費の予算・決算の説明ができるなど財政面の透明性も高まる。情報公開の面でも、直営であれば市の情報公開制度のもとで、情報を得やすくなる。また、良い人材は不安定な就労を強いられる民間会社には集まらないということや、より専門性の高い人材育成には時間がかかることから、長期的見通しをもって、「守口にはいい図書館がある。守口に住んでよかった」と思ってもらえる図書館をつくりましょう。	
28			3 「指定管理者の導入」とありますが、図書館に付随する施設について行うのであれば、一定理解できますが、図書館部門に導入する根拠がよく分かりません。	
29			4 運営方針1～3を達成するには司書の専門性と行政として責任を持つ職員が存在が不可欠であり、それには長期的見通しを持って人材育成に継続して取り組むことが必要。また、図書館を取り巻く状況も変化し、その役割も変わっていく中で、長期ビジョンを持って図書館運営を行っていくには、継続的な関りが保障されない指定管理者制度は適さない。市民の学びを保障するためには直営で責任を持って取り組むべきと考える。	
30			5 図書館には安定性と継続性が求められる。指定管理者制度は構造的に継続的な発展が担えない仕組みと思う。(期間単位の契約)地域の教育と文化を向上させるのは将来に渡って自治体が担うべきだと思う。民間に高い図書サービスノウハウを求めても無理。身分不安定で研修も保障されていない業者の職員にまかせるのは無理がある。図書館は人間力を強固にする意味で最も重要な教育機関であり、自治体で自ら運営方針を策定し、指定管理者に任せる事なく自営で長期方針(10年)を樹立してゆく事を望みます。	
31			6 第3章 運営方針4効果的・効率的な運営体制の構築 効果的・効率的な図書館の運営体制と指定管理者制度を導入することの関係が不明である。図書館という社会教育施設にふさわしく、守口市の実情にあった運営体制なのか十分検討したのだろうか。営利目的の株式会社は、図書館法の目的や図書館奉仕の内容、無料の原則にはなじまない。会議室やスタジオ、イベントホール部分についても図書館に付随している以上は営利目的の民間業者に委ねるべきではない。施設全体が、経済的事情にかかわらず、だれもが気軽に利用できるものであるべきだ。	
32			7 守口市ではこれまで直営で図書館を運営した経験はない。図書館法に基づく図書館が設置されていたこともない。そこで市立図書館の館長は、20年以上の司書経験をもつ優れた人材を全国公募して採用(任期付きでも)し、専門職正職員としての司書を数名採用し、10年、20年と育てていけば守口市立図書館は魅力ある図書館に生長していくにちがいない。基本に忠実に奇をてらわず、先進自治体に謙虚に学び、図書館があるくらしのすばらしさを守口市に住む多くの市民に実感させてほしい。	
33			8 建物・設備だけでなく、人材を育てる生み出すような取り組みのために、継続的に発展できる公共直営施設としての運営を望みます。	
34			9 図書館職員は正規雇用で安心して生活の不安なく働ける職場にしてください。また、障がいのある方々を一定数図書館の正規職員として雇用してください。	
35			10 図書館の運営を民間に任せるか、直営とするのかは議論して決めるべき大きなテーマですが、『方針』では指定管理が大前提になっている。一時期、経費が安くすむとの理由で図書館の民間委託が増えましたが、今は大して安くすまないうえにサービスの質の低下が著しいとして直営に戻す動きが全国に出てきています。なのになぜ今指定管理なのか、市は市民に説明する責任があります。	
36	7	開館時間	1 利用時間の延長(PM10:00位)までは確保してほしい。	P.12 運営方針4効果的・効率的な運営体制の図書館 1効果的・効率的な図書館運営に記載のとおり、サービスの向上として、より活用いただけるように開館時間の延長について検討してまいります。
37			2 開館時間を延長して欲しい。	
38			3 開館時間を延長してほしい。	
39	8	広報	1 私の周囲を見渡しても知っている市民は驚くほど少ない。まずは図書館ができることをもっと広報・宣伝すべきではないでしょうか。	市民の皆さんに、図書館を知っていただき、利用していただけるよう、市広報誌やホームページ等で積極的な周知に努めるとともに、より分かりやすく多くの情報を発信してまいります。人から人へ伝えて頂けるような魅力ある図書館を目指し、取り組んでまいります。
40			2 守口市の図書館としてのホームページを作ってほしいです。今の「もりぐち図書情報ステーション」は検索機能だけであまり情報がないので充実したホームページを作ってほしいです。	
41			3 新しい図書館についての記載に関して、図書館のホームページ「もりぐち図書情報ステーション」も使いやすだけでなく、楽しくて情報満載な市民目線のホームページにして欲しい。	
42	9	全体	1 社会教育というものに関心を持っています。学校教育後の大人のための学びの場の保障というものが大切と考えます。図書館法に基づく図書館が守口市に誕生することはすばらしいことだと思いますので、ぜひ、後世に手わたせる宝物を生み出していただきたいです。	本市の読書活動の振興を担う機関として、また、身近な情報拠点として、図書館サービスの向上に努め、より多くの市民の皆さんが足を運ぶ魅力ある図書館となるよう努めてまいります。
43			2 戦後、守口市は三洋電機の企業城下町という側面ばかりが強調されてきましたが、歴史を振り返れば、京街道の宿場町として栄え、重要文化財の仏像や曼荼羅を有し、浄瑠璃の舞台にもなった文化豊かな土地です。その土地にふさわしい、レベルの高い図書館を目指して欲しいのです。	

番号	分類	番号	意見要約	回答案
44	10 その他 内容	1	「学びの充実と課題解決支援機能の充実」とありますが、新しい体制はどのようなものになるか見えてきません。人員体制は増やす方向で考えているのですか。	P.9 運営方針2学びと課題解決を支援する図書館に記載のとおり、課題解決や市民の学習活動を積極的に支援できるような体制づくりを目指してまいります。
45		2	「望ましい基準」は少なくとも最低条件とすべきではないですか。	P.1 運営方針策定の趣旨に記載のとおり、「図書館の設置及び運営上の望ましい基準」も踏まえ、特色ある図書館を目指してまいります。
46		3	市民が主体的に「集い・学び・交流する」市立図書館という箱明記があります。これは活動レベルの理念(ないし目標)を示したものです。この上に市民が主体的に運営参画する市立図書館という箱を入れるべきです。活動レベルでかける理念に相応した運営レベルの理念の明記とその内容の明確な説明が必要です。市民の主体的運営参画なしでの活動支援・推進は、それ自身が市民を一方的に「主体的にさせる」対象(客体)とするものです。よって、「運営方針1」として「市民の主体的運営参画」の項目を入れるべきです。	図書館運営については、基本理念に示すように、市民が主体的に「集い・学び・交流する」図書館を目指し、利用者アンケートなどのご意見も踏まえ、指定管理者が検証・改善に努めることはもちろんのこと、市は定期的な点検・評価を行い、指定管理者とともに市民ニーズに沿った魅力ある図書館を目指してまいります。
47		4	「運営の状況に関する点検及び評価を行いつつ」とありますが、誰がどのように行うのですか。	
48		5	昨今各地の図書館が力を入れているビジネス支援は、起業のチャンスにつながり、「税金を生み出す図書館」という新たな図書館の価値評価もある。ビジネス支援は、運営方針に盛り込むべきだ。	P.9 運営方針2 学びと課題解決を支援する図書館に記載のとおり、職業に関する疑問や課題解決に対する支援に努めてまいります。
49		6	「子どもの読書活動の推進」とありますが、小中学校の図書室との連携は現在どうでどのようにしようとお考えですか。	P.10 運営方針3に記載のとおり、家庭での読書を促すため、学校をはじめとした関係機関と連携を深めながら支援するとともに、将来的には、市立図書館と学校図書館のシステム連携など、市内の各施設で所蔵している資料をより効率的に活用できる環境づくりに努めてまいります。
50		7	資源(人材・物・予算)を生み出すと書かれていますが、図書サービスの有料化を目指しているのですか。	P.12 運営方針4に記載のとおり、図書サービスではなく、図書館に付随するスタジオや会議室におけるコミュニティ活動などについては、適切な受益者負担の導入を図ろうとするものです。
51		8	「コミュニティ機能を備えた魅力的な図書館」を目指すとありますが、具体的にはどういう事でしょうか。現状では不十分とお考えなのですか。	P.8~9 運営方針1、2に記載のとおり、市民の多様な学習ニーズに応じ、講座やイベント等を開催するなど学習機会の提供や、音楽やダンス、演劇などの活動ができるコミュニティ機能を備え、市民の活動を支援し、人のふれあいや地域社会とのつながりを深める魅力的な図書館を目指してまいります。
52		9	多様な学習機会の中に、音楽やダンス、演劇とありますが、図書館の本来の目的とどう関係してくるのですか。	P.9 運営方針2に記載のとおり、市立図書館は、市民の多様な学習ニーズに応じ、講座やイベント等を開催するなど学習機会の提供を行い、生涯学習機能の発展に努めるとともに、多様な活動ができるコミュニティ機能を備え、課題解決や新たな活動への支援として図書サービスについてもご利用いただければと考えております。
53		10	守口のまちづくりの中で図書館がどう位置付けられるのかも書かれていない。	P.1 1 運営方針策定の趣旨に記載のとおり、新たな生涯学習・コミュニティ活動の拠点として、乳幼児から高齢者まで多世代の利用を促進し、活動の多様化・活性化を図り、市民が「集い・学び・交流する」図書館を目指してまいります。